

ヤナセUCメンバーズカード会員特約

第1条 (カードの名称)

このカードは、株式会社ヤナセ(以下「ヤナセ」と称します。)と株式会社クレディセゾン(以下「セゾン」と称します。)が業務提携して発行するもので、カードの名称は「ヤナセUCメンバーズカード」(以下「本カード」と称します。)とします。

第2条 (会員および入会方法)

1. 申込者は、セゾンが定める「UCカード会員規約」、セゾンおよびヤナセ(以下一括して「両社」と称します。)が定める「本特約」ならびにヤナセが定める「ヤナセロードアシスタンスサービス利用約款」の内容を承認のうえ、両社に入会を申込みものとします。
2. 本カードの会員(以下「会員」と称します。)は、両社が本人会員または家族会員として入会を認めた方とし、セゾンの会員資格と本特約に基づく資格(以下「本カード会員資格」と称します。)を有するものとします。
3. セゾンは、会員に対して本カードを貸与します。
4. 本カードのご利用は、本カードに記名されたご本人に限るものとします。

第3条 (会員特典およびサービスの利用)

1. 会員は、ヤナセが提供する特典およびサービスを受ける場合、ヤナセ所定の方法でその提供を受けるものとします。
2. 会員は、ロードアシスタンスサービスを受ける場合、別途定める「ヤナセロードアシスタンスサービス利用約款」を遵守するものとします。
3. 会員は、セゾンが提供する特典およびサービスを受ける場合、セゾン所定の方法でその提供を受けるものとします。

第4条 (ヤナセ年会費)

1. 会員は、セゾン所定の年会費の他に、ヤナセに対して所定の年会費を支払うものとします。
2. 支払方法は、UCカードご利用代金の場合と同様とします。
3. すでにお支払い済の年会費は、退会または会員資格の取り消しとなった場合その理由の如何を問わず返却いたしません。

第5条 (会員資格の喪失)

1. ヤナセは、会員が次の事項のいずれかに該当し、本カード会員資格を有する者として不適格であると判断した場合は、何らの通知を要せずに本カード会員資格を喪失させることができるものとします。尚、本人会員が本カード会員資格を喪失した場合は、その家族会員も本カード会員資格を喪失するものとします。
 - ① 本特約のいずれかに違反した場合。
 - ② ヤナセに対する支払債務の履行を怠った場合。
 - ③ ヤナセの提供する特典およびサービスを受けるにあたり、不正な行為を行った場合。
 - ④ ロードアシスタンスサービスを受けるにあたり「ヤナセロードアシスタンスサービス利用約款」の規定に違反した場合。
2. 前項により会員が本カード会員資格を喪失した場合、当該会員のセゾンの会員資格も喪失するものとします。但し、この場合、会員資格喪失前のカード利用等により発生する債務の支払いが完了するまでは、「UCカード会員規約」の効力が維持されるものとします。
3. 会員がセゾンの会員資格を喪失した場合は、本カード会員資格も喪失するものとします。

第6条 (カードの返却について)

前条によりヤナセまたはセゾンが本カードの返還を求めたときは、会員は返還を求められた本カードすべてをヤナセまたはセゾンの指示する方法に従い、直ちにセゾンに返却するものとします。

第7条 (会員情報の提供と交換およびその保護)

1. 会員は、両社が両社の業務上必要な範囲で、会員の提出した入会申込書・諸変更届に記載された情報および会員の本カードの利用に関し知り得た情報を自ら利用し、相互に提供または交換することを予め承

1. サービス資格を喪失したとき、又はサービスを脱会したとき。
2. 火災、地震、津波などの天災地変、騒乱等を原因として、車両等のサービスの対象物(以下「対象物」という)が破損又は故障等となったとき。
3. 日本国外、道路以外(砂浜等)の場所、レース・ラリーを目的とするなど通常の自動車走行に不適な場所、通行禁止道路・季節的閉鎖道路・工用道路等一般車両が通行できない道路、凍結・未除雪・未整地等により出動車両の運行が極めて困難な道路・地域、自然保護・環境保全等の見地から主管大臣等が通行禁止を指定した地域および交通機関の利便上すぐに現場へ出動することができない離島(但し、一部離島を除く)での事故・故障等
4. 無資格、酒酔い運転、薬物使用、その他法令上運転が禁止されている状態または正常な運転ができないおそれがある状態で運転中の事故・故障等
5. 車両メーカーが発行するマニュアル等に表示されている仕様・取扱方法などと異なる方法でまたは限度を超えて使用したことにより車両が自力走行不能となったとき。
6. その提供が第三者の所有物の破損、第三者の権利・利益の制限・侵害等を伴う可能性があるときに、当該第三者の承諾が得られない作業
7. 運転者の故意による事故・故障等
8. 航空機・船舶・鉄道・自動車等による輸送期間中の事故・故障等
9. 対象車両ではない車両
10. 通常の作業が困難な特殊工作装置等を装備した車両
11. サービス提供後に違法な運転または道路交通の安全もしくは第三者を害する危険性のある運転がなされるおそれのある車両
12. 改造または後付けパーツの装着により、もしくは車高が低いため、通常の作業で二次破損等が生じる可能性があるかまたは作業が不能となるような車両
13. 短期間内に同一または類似内容の出動依頼が複数回ある車両
14. 核燃料(使用済みも含む)等の放射性、爆発性、その他有害な特性の作用に起因する事故・故障等
15. サービスの実施場所、環境等が作業を行なうにあたり不適切又は困難と会社等が判断したとき。
16. 本利用約款に違反したとき。
17. その他サービス利用者におけるサービスの利用方法等が不適切と会社等が判断したとき。

第6条 (注意事項)

悪天候・災害・事故等によって、民間の路上サービス提供業者によるサービス提供が著しく不足し、提供不能となった場合には、即時の対応が不可能となる場合がありますのであらかじめご了承下さい。

第7条 (サービス対象者情報等の提供および利用への同意)

サービス対象者は、当社がサービスを提供するため、サービス対象者に関する情報(住所、氏名、電話番号、会員資格に関する情報等)を提供会社に対して提供すること、及びサービスの利用状況等を当社と提供会社との間で相互に提供し利用することに同意するものとします。

第8条 (サービスの提供に伴う損害)

サービスの提供に伴う対象物の破損、人身事故その他の損害等については、会社等に故意又は重大な過失がない限り、会社等はその損害等を賠償する責を負いません。

第9条 (サービスの提供の中止・終了)

当社は、サービス対象者に事前又は事後に通知することにより、サービスの提供を中止又は終了することができるものとし、サービス対象者はこれを承諾します。

第10条 (合意管轄)

サービス対象者は、本規定について紛議が生じた場合、訴額のいかに拘らず、会員の住所地及び当社の本社、各支店・センターを管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

以上

⑤その他30分程度の現場復旧が可能な軽作業

- (※5) バッテリー点検・ジャンピングのみを行い、その後の充電・バッテリー本体の交換作業等はサービス対象者に行っていただきます。
- (※6) タイヤ交換はスペアタイヤとの交換のみとなります。パンク修理、チェーン脱着、スノータイヤなどの季節用タイヤ等の交換作業は対象外とします。
- (※7) 鍵開けに関しては、セキュリティ装置付車両(イモビライザー等)を対象外とします。但し、それ以外の車両でも下記のケースでは現場での鍵開けを行わない場合があります。
 - ・トランクルームの開錠の場合
 - ・車両所有者とロードサービス依頼者が別人で、身分証明が出来ない場合
 - ・車両所有者であっても身分証明が出来ない場合
 - ・車種・年式等により開錠が困難な場合
 - ・自宅にあるスペアキーをサービス対象者が取りに戻るか、ご家族の方がスペアキーを受取り現場に届けた方が便宜上良いと判断した場合

3. 宿泊・帰宅・搬送サービス

① 宿泊費用サービス

- ・ サービス対象者が外出中にレッカーサービスを受け、事故・故障等により自力走行不能となり当日中に帰宅できない場合、当日と翌日の最大2泊分の宿泊費用を限度として負担します。
- ・ 事故・故障時、当該車両に搭乗していた方を対象とし、事故・故障当日と翌日の宿泊費用をお1人25,000円を限度として負担します。(車検証上の定員分まで)
- ・ 宿泊施設までの交通費が発生する場合、宿泊費用とあわせて25,000円を限度に負担します。
- ・ 食事代、通信費等の私的な費用、または超過分はサービス対象者の負担とします。
- ・ 予め予定していた宿泊先は対象外となります。

② 帰宅の為の代替交通費用サービス

- ・ サービス対象者が外出中にレッカーサービスを受け、事故・故障等により自力走行不能となり当日中に帰宅できない場合、事故・故障当日より最大2日間の帰宅費用を負担します。
- ・ 事故・故障時、当該車両に搭乗していた方を対象とし、事故・故障当日から2日間の代替交通機関による自宅までの交通費用をお1人25,000円を限度として負担します。(車検証上の定員分まで)
- ・ 代替交通機関とは電車(グリーン車含む)・飛行機(スーパーシート含む)・バス・タクシー及びレンタカーの中から最適と思われる交通手段をサービス対象者とオペレーターが相談し決定します。
- ・ 同乗者の帰宅方向が同方向でタクシー・レンタカーに相乗りで利用する場合には、1台につき25,000円を限度とします。(25,000円×同乗者数とはなりません)

③ 修理後車両搬送サービス

- ・ サービス対象者が外出中にレッカーサービスを受け、事故・故障等により自力走行不能となり当日中に帰宅できない場合、対象となります。
- ・ 事故・故障の当該車両を修理終了後自宅まで搬送する費用を100,000円を限度として負担します。
なお、サービス対象者本人の引取りの場合には、片道の交通費用(100,000円限度)を負担します。
- ・ 修理を終えた車両で帰宅する時の燃料代・有料道路料金は、本サービスの対象となりません。

第4条 (遵守事項)

サービス対象者は、以下の事項を遵守します。

1. 本規定に基づく権利を第三者に譲渡、貸与、担保権の設定を行わないこと。
2. 道路交通法その他の法令、規則を遵守すること。

第5条 (サービスの提供を受けられない場合)

会員は、以下のいずれかに該当する場合はサービスの提供を受けることができません。

- 認します。
- 2.会員は、ヤナセがサービスネットワークを構築しているヤナセの関係会社および特約販売店等に対し、業務上必要な範囲で前項の情報を提供し、利用させることを予め承認します。
 - 3.両社およびヤナセの関係会社ならびに特約販売店等は、前第1.2.項により知り得た会員の情報について、会員のプライバシーの保護に十分注意を払うものとします。

第8条(特約の改定等)

- 1.本特約が変更され、その変更内容を会員にお知らせした後に、本カードに関する取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、会員には内容をご承認いただいたものとみなします。
- 2.本特約に定めのない事項については、「UCカード会員規約」が適用されるものとします。

《個人情報取扱いに関する重要事項》

第1条(個人情報の取扱い)

入会申込者及び会員(以下、両者を「契約者」と総称します)は、株式会社ヤナセ(以下「ヤナセ」と称します)が株式会社クレディセゾン(以下「セゾン」と称します)と下記の情報(以下「個人情報」と称します)を共有し、利用することに同意します。

- (1) 所定の申込書に契約者が記載した氏名、年齢、生年月日、性別、住所、電話番号等入会申込時に記入した会員属性情報及びUCカード会員規約第14条により届出た情報
- (2) カードの利用状況等カード利用に関する情報
- (3) ショッピング利用をポイント化した情報

第2条(個人情報の利用目的)

契約者は、ヤナセが保護措置を講じた上で、第1条の情報を、業務上必要な範囲で下記の目的のために利用することに同意します。

- (1) 本カードの基本的な機能及び付帯サービスの提供
- (2) ヤナセの店舗開発・商品開発等のマーケット調査
- (3) ヤナセ及びヤナセ子会社の営業並びにヤナセタイアップ商品に関するご案内の送付

尚、会員は、前号の営業に関するご案内を希望しない場合には、カード、ご利用代金明細書およびこれと同封されるご案内などを除き、ヤナセに対しその中止を申し出ることができます。

第3条(個人情報の取扱いに関する業務の委託)

ヤナセが第2条(1)(2)(3)の関連事務の処理を委託した企業にその委託業務に必要な範囲内で契約者の個人情報を保護措置を講じた上で預託することに同意します。

第4条(個人情報の開示・訂正・削除)

- (1) 契約者は、ヤナセに対して、自己に関する個人信用情報の開示を請求することができます。開示を求める場合には、第6条記載の窓口(下表【問い合わせ・相談窓口等】)にご連絡ください。
- (2) 万一登録内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には、ヤナセは、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第5条(本重要事項に不同意の場合)

ヤナセは、契約者が本契約に必要な記載事項(申込書面で契約者が記載すべき事項)の記載を希望しない場合および本重要事項の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りする場合や退会の手続きをとることがあります。この場合、UCカードに別途審査のうえ入会していただくことが可能です。

第6条(個人情報取扱いに関する問い合わせ等の窓口)

個人情報の開示・訂正・削除についての契約者の個人情報に関するお問い合わせや利用・提供中止、その他のご意見の申し出に關しましては下記にお願いします。

【問い合わせ・相談窓口等】

- 1.商品などについてのお問い合わせ・ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。

2.特約についてのお問い合わせ・ご相談は下記にご連絡ください。

お問い合わせ事項	当社名・住所・電話番号
・個人情報の開示・訂正・削除 ・営業案内等の中止について ・その他本特約全般について	株式会社 ヤナセ ヤナセメンバーズカード係 〒105-8575 東京都港区芝浦1-6-38 03-5440-5355

その他ヤナセの個人情報の取扱いについては、下記ヤナセホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.yanase.co.jp/policy.asp>

ヤナセロードアシスタンスサービス利用約款 (ご利用にあたっての注意事項)

本利用約款は株式会社ヤナセ(以下「当社」という)が会員にサービスを提供するにあたって、利用対象者に遵守していただく事項を定めるものです。

第1条(サービスの対象)

サービスの対象は、以下のとおりとします。

1. 対象者
本サービスの対象者は、「ヤナセUCカード正会員ご本人(以下「サービス対象者」という)」とします。
2. 対象地域
本サービスを利用できる地域は日本国内に限ります。但し、一部離島(五島列島・種子島等)は除きます。尚、自宅・常時保管場所での事故・故障も対象となります。
3. 対象車種
①「レッカーサービス」及び「緊急修理サービス」
全車種を対象とします。
②「帰宅のための代替交通費用サービス」「宿泊費用サービス」及び「修理後搬送費用サービス」
自家用の乗用車・軽自動車・小型貨物車(含む1No. RV車)を対象とし、それ以外の車種(営業車・大型車・バス等)は対象外とします。

4. 対象車両

サービス対象者が運転または同乗している車両に限ります。サービス提供ができない車両は以下のとおりです。
①小型特殊自動車、大型特殊自動車
②乗合自動車

※車検証が発行されていないナンバープレートの無い車両や、仮ナンバープレート搭載車両は無料サービスの対象となりません。(全額有料でのお手配となります)

また、自動車修理業、自動車販売業等自動車を取扱うことを業とする場合、業務として受託した自動車を使用または管理中である場合も、無料サービスの対象とはなりません。(全額有料でのお手配となります)

第2条(サービス利用方法)

サービス対象者が本サービスを利用するにあたっては、本利用約款を遵守するものとし、次の条件をすべて満たす事が、サービス提供の条件になります。

1. サービス対象者は、サービスの提供を受けるにあたっては、事前にロードアシスタンスサービス専用フリーダイヤルに電話するとともに、会員No.、会員氏名、登録電話番号、車両登録番号等を通知するものとします。事後のご連絡の場合は本サービスをご利用いただけません。
2. サービス対象者は、サービスの提供を受けるにあたり、当社が業務委託するサービス提供会社(以下「提供会社」という)の判断により、会員証及び運転免許証、自動車検査証その他の本人確認資料の提示を求められた場合は、これを提示するものとします。
3. 提供会社が会員証又は前項の本人確認資料の提示を求めたにもかかわらず、それらの提示がないときはサービスの提供を受けることができません。
4. サービスの提供に伴い車体等に損傷等が生じる可能性が予測されるとき、当該損傷等につきサービス提供者等を免責する旨の念書に会員が署名すること。

5. 警察への届出を要する事故については、会員が警察への届出を済ませており、かつサービスの提供につき警察の許可を受けていること。
6. サービス対象者がサービス提供者による作業の実施に立会うこと(但し、次号の場合を除きレッカー車によるけん引および積載車による運搬に同行する必要はなく、また会員が負傷等により立会うことができない場合はサービス対象者から委任された者による立会いでも可とします。)
7. 危険物運搬車両については、危険物取扱者免許の保持者がサービスを提供する現場に同行すること。
8. サービス対象者が、サービス提供者に対してサービスの提供に必要不可欠な協力を行うこと。

第3条(サービスの内容)

サービスの内容は、以下のとおりとします。

1. レッカーサービス

対象車両が事故または故障^(※1)等により自力走行不能となった場合に、最寄りの工場^(※2)に搬入する必要がある場合、以下のレッカーによる牽引または積載車による搬送(以下「レッカー牽引」という)を無料で行います。

尚、「自力走行不能」とは車が動かない、もしくは道路交通法上運転してはいけない状態をいいます。

①レッカー出動の際の出動基本料金・基本料金加算(高速道路・悪天候での作業、ドリー作業等の加算)・現場までの出張料金・レッカー牽引するための現場における30分程度の作業料金・50kmまでのレッカー牽引料金及び高速道路・有料道路料金(レッカー車分)が無料になります。

②サービス対象者が社団法人日本自動車連盟(JAF)の会員でJAFにて牽引サービスを受けた場合の15km超50kmまでの牽引料金
なお、上記の超過分及び基本作業料以外の作業料金は、サービス対象者負担とします。

(※1)故障の場合は、現場での復旧が困難なときに限り、このサービスを提供します。

(※2)最寄りの工場とは、ヤナセの修理工場もしくはヤナセの指定・提携修理工場を言います。但し、トラブル場所・時間帯・時期等やむを得ない事情がある場合は^(※3)、最寄りの一般修理工場・サービス対象者の自宅・レッカー業者の保管場所等へ搬送する場合があります。この場合、二次的なヤナセの修理工場、ヤナセの指定・提携工場へのレッカー搬送をいたします。

(※3)時間帯等の事情により即日入庫ができない場合、ご自宅・最寄りの一般修理工場・レッカー業者の保管場所等までのレッカー移送とし、後日の再移送となります。
以下の費用は、無料サービスの対象となりませんので対象者の負担となります。なお、対象者が負担する費用には、後日対象者あてに請求とさせていただきます。

【後日甲より対象者あて請求する費用の代表例】

- ①レッカー牽引における50kmを超過したレッカー牽引料金
- ②鍵紛失によりレッカー牽引した場合の全ての作業料金 等

2. 緊急修理サービス

対象車両が故障等により自力走行不能となった場合に、現場での復旧作業を無料^(※4)で行います。

(※4)出動基本料金・基本料金加算(高速道路・悪天候での作業等の加算)・現場までの出張料金・30分程度で復旧可能な現場での軽作業料金・トラブル現場が有料道路上の場合はサービス提供者がトラブル現場到着までに要した有料道路料金が無料になります。

【後日甲より対象者あて請求する費用の代表例】

- ①レッカー牽引における50kmを超過したレッカー牽引料金
- ②鍵紛失によりレッカー牽引した場合の全ての作業料金 等
尚、代表的な項目は以下のとおりです。

【サービス対象の代表例】

- ①バッテリー上がり時のジャンピング(バッテリー上がり)の車両にケーブルを接続してエンジンをスタートさせる作業)、バッテリー点検^(※5)
- ②バンク時のスペアタイヤ交換、タイヤ廻り点検^(※6)
- ③鍵閉じ込み時の鍵開け(対象の車両内に鍵がある場合)^(※7)
- ④ガス欠時のガソリン補充(10リットルまで)